

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)		
	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		
	給与の支払者の 法人番号		
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は 居所

記載のしかたはこちら



保

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
					氏名	あなたとの続柄			
一般の生命保険料							新・旧	(a) 円	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②) ③	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④
介護医療保険料							(a)	円	
							(a)		
							(a)		
	(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦	(最高40,000円)		円
個人年金保険料							新・旧	(a) 円	
					支払開始日		新・旧	(a)	
					支払開始日		新・旧	(a)	
					支払開始日		新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑧
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名		地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
				氏名	あなたとの続柄			
						地震・旧長期	(A) 円	
						地震・旧長期		
	④のうち地震保険料の金額の合計額						(B) 円	
	④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						(C) 円	
	地震保険料控除額						$\left(\begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ \text{(最高50,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{Cの金額} \\ \text{Cの金額が10,000円を超える場合は、} \\ \text{C} \times 1/2 + 5,000 \text{円} \end{array} \right) \times \text{※}$	(最高15,000円)
							=	(最高50,000円)

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
					円
					円
	合計(控除額)				円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計(控除額)	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。